

# 軽自動車税申告書兼標識交付申請書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

平成 年 月 日

つぎのとおり申告（報告）  
及び申請します。

高槻市長 宛

受付印	申告の理由		種 別		標識番号	大 - 高槻市 ( )
	新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車		
	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲り受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> 排気量変更 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 第一種 (50cc以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙 (90cc以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲 (125cc以下) <input type="checkbox"/> ミニカー <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 農耕用作業車 <input type="checkbox"/> その他	納税義務 発生年月日	平成 年 月 日
					旧標識番号	

納税（申告・報告） 義務者	所有者	住所 又は 所在地			所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. リース車		
		(フリガナ)			主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ		
		氏名 又は 名称	①			2. 高槻市		
	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	電話番号				
リース車の場合 使用者	使用者	住所 又は 所在地			車名	型式及び年式	原動機の型式	
		(フリガナ)			型 年式			
		氏名 又は 名称	①		車体番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力	
		生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	電話番号	cc kw		
届出者	届出者	住所 又は 所在地			販売・ 譲渡 証明書	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。		
		(フリガナ)				平成 年 月 日		
		氏名 又は 名称	①			住所又は所在地		
	電話番号			氏名又は名称				
						電話番号		
						古物商許可番号		
						公安委員会 号		
処理欄	所有者・届出者	本人確認資料 運転免許証 その他( )			標識の返納の有無	標識を返納できない場合の理由		
					有・無	盗難・紛失・破損・その他		

※申告書の記載要領及び申告に必要なものは裏面に記載

記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の口に✓を記入すること。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄の所有者と使用者が同じ場合は、所有者欄のみを記入・押印すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入・押印すること。
- 5 「所有形態」の欄には、該当項目を○で囲むこと。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については「1」を○で囲み、それ以外の場合については「2」の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 7 「販売・譲渡証明書」の欄は、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入・押印すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

	新車を購入した場合 (業者から購入)	廃車手続き済みの バイクを譲り受けた場合 (売買や友人等から譲り受けるなど)	高槻市内の人から 高槻市内の人への 名義変更の場合	他市町村から 転入してきた場合	他市町村の人から 高槻市内の人への 名義変更の場合
登録に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売証明書</li> <li>・所有者の印鑑(認印)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村発行の 廃車証明書(再登録用)</li> <li>・所有者の印鑑(認印)</li> <li>※ただし、売主が公安委員会から古物商の許可を受けている場合は、手帳(古物営業法に基づく許可証)のコピー、販売証明書、車台番号の石刷り(拓本)でも登録できます。</li> <li>※備考欄に自賠責保険等の解除について記載された廃車申告受付書については再登録用の廃車証明書としての取り扱いはできません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車申告済証 (紛失の場合は車台番号の石刷り(拓本)又は車台番号の写真)</li> <li>・ナンバープレート</li> <li>・新所有者の印鑑(認印)</li> <li>・旧所有者の印鑑(認印)又は旧所有者の押印済みの譲渡証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 廃車手続きが完了している場合</li> <li>・市町村発行の 廃車証明書(再登録用)</li> <li>・所有者の印鑑(認印)</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 廃車手続きが済んでいない場合</li> <li>・原動機付自転車申告済証 (標識交付証明書)</li> <li>・市外のナンバープレート</li> <li>・所有者の印鑑(認印)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車申告済証 (標識交付証明書)</li> <li>・市外のナンバープレート</li> <li>・新所有者の印鑑(認印)</li> <li>・旧所有者の印鑑(認印)又は旧所有者の押印済みの譲渡証明書</li> <li>※他市町村からの転入や他市町村から市内への名義変更の場合、申告済証(標識交付証明書)が無ければ手続きができません。先に前の市町村で廃車手続きを行ってください。</li> </ul>

※ご注意とお願い※

- 1、高槻市に住民登録されていない方は、住民票所在地を確認できるもの(免許証の写し等)と、現住所、氏名が確認できるもの(公共料金の領収書や郵便物(公的機関からのもの等))をご持参ください。
- 2、代理の方が手続きをされる場合は、代理人の印鑑(認印)も必要です。